

# 加茂市大学生等保護者生活支援金

大学生等を養育する保護者に対して  
支援金を給付します。

コロナ禍における物価高騰等の経済的理由により、大学生や専門学校生などの学生が修学を断念することがないように、学生を養育する保護者の負担軽減のために支援金を給付します。

## ○支援金額

養育する大学生等 1 人あたり6万円  
受給には申請が必要です。

※1 世帯 1 回限り

## ○対象者 次の要件をすべて満たす保護者の方

1. 平成16年4月1日以前に生まれた大学生等（※1）を養育する保護者
2. 加茂市の住民基本台帳に令和5年1月1日から申請日まで、継続して住民登録されている保護者

（※1）大学生等とは大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門学校を含む）、職業能力開発校、予備校等に在籍する学生。高等専門学校については第4学年以上の学年に在籍する学生。

※身分が「公務員」となる、特定の大学校、学校（防衛大学校や海上保安学校など）の学生は対象外。

## ○必要書類

- 加茂市大学生等保護者生活支援金交付申請書（**必須**）
- 養育する大学生等の在学証明書または学生証の写し（**必須**）
- 申請者（保護者）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し（**必須**）

※マイナンバーカードの写しを提出される場合は、顔写真・住所・氏名が記載されている面（表面）の写しをご提出ください。裏面の写しは不要です。

- 振込先の通帳の写し[通帳表紙を1枚めくったページの写し]（**必須**）
- 養育申立書（保護者が父母以外の方の場合に必要）

※上記のほかに、状況に応じて追加の書類をお願いする場合があります。

申請方法等は裏面

## ○その他について

- 学生の住所が市外の場合も対象です。
- 保護者の所得について制限はありません。
- 奨学金、他の給付金等を受けていることについての制限はありません。
- 学生の年齢に上限はありませんが、養育していることが要件となりますので、学生が経済的に自立している場合は対象外です。
- 学生証などの写真を印刷して添付書類とすることも可能ですが、内容が鮮明でないものは受付できません。
- 支援金の給付は申請を受け付けてから概ね 1 か月です。

## 申請期限

令和 5 年 3 月 1 7 日（金曜日）※消印有効

## 申請方法

保護者の方は次のいずれかの方法で必要書類をご提出ください。

申請書は健康福祉課窓口にあります。加茂市ホームページからもダウンロードできます。

### ○窓口での申請

提出先

「加茂市役所 1 階 健康福祉課 福祉係」

表面に記載されている必要書類をご持参ください



### ○郵送での申請

送付先

〒959-1392 加茂市幸町 2-3-5

「加茂市健康福祉課 福祉係 宛」

表面に記載されている必要書類を同封してください



### ○メールによる申請

メールの件名を以下の内容にして、必要書類のデータをすべて添付のうえ送付してください

<件名>

保護者名 ○○▲▲（加茂市大学生等保護者生活支援金申請書）

<送付専用アドレス>

[hogosha-shienkin@city.kamo.niigata.jp](mailto:hogosha-shienkin@city.kamo.niigata.jp)

- メール送付の際には、送付先のアドレスを間違わないようご注意ください。
- メールでの提出の場合、申請書は Word 形式か PDF 形式のものでご提出ください。
- メールでの提出を受け付けてからメールに返信する形で受領メールをお送りいたします。
- メールを送信していただいてから、概ね 2 日以内（休日を挟む場合は 3 日程度かかります）に受領メールを送信いたします。送信エラーなどでメールが正常に送られていない場合もありますので、受領メールが届いているか必ずご確認ください。何度試しても送信できない場合は、ご相談ください。

## お問い合わせ

加茂市健康福祉課 福祉係 0256-52-0080 内線 171・173